

平成25年1月28日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県男女共同参画審議会
会長 斎藤 聖美

かながわ男女共同参画推進プランの改定について(答申)

平成24年6月8日に諮問を受けた、かながわ男女共同参画推進プランの改定について、別添のとおり答申します。

当審議会は、平成24年6月に知事から、「かながわ男女共同参画推進プラン」の改定について、神奈川県男女共同参画推進条例第15条の規定により諮問を受けました。

この間、これまでの取組みや現状を把握した上で、県民や団体、市町村などの意見をはじめ、専門部会における専門的な見地からの意見なども踏まえて、「かながわ男女共同参画推進プラン」改定に当たっての基本的な考え方と取組みの方向について調査、審議してまいりました。

今般、とりまとめられた「かながわ男女共同参画推進プラン（第3次）」（案）について、当審議会は全体として妥当なものと評価し、次のとおり意見を述べます。

この意見を踏まえ、職場や、家庭、地域など、あらゆる場で男女がお互いに人権を尊重し、一人ひとりが生き生きと個性や能力を発揮できる男女共同参画の実現をめざし、取組みを推進されるよう求めます。

（神奈川県の実況と課題）

- 「かながわ男女共同参画推進プラン（第2次）」においては、就労を継続しキャリアを積むことをめざすキャリアアップ、男女の片寄りのある分野への参画、起業や再就職などの女性のチャレンジへの支援に、特に力を入れていくこととし、就業支援や人材育成に取り組んできました。
- これまでの取組みにより、さまざまな分野への女性の参画は増えていますが、神奈川県内の企業における管理職の女性の割合は平成23年度は5.0%と低い状況であり、県庁においても課長級以上の管理職のうち女性の割合は6.5%、県の審議会委員における女性の割合も31.3%と停滞しており、政策・方針決定過程への女性の参画は、高いとはいえません。
- また、神奈川県における女性の労働力率は全体として上がっているものの、30歳代女性の離職が全国に比べて多い状況が続いており、労働力率の最も高い25～29歳（79.0%）と最も低い35～39歳（61.0%）との差は全国一大きくなっています。
- 保育所や放課後児童クラブの設置など、子育て支援対策の充実・拡大が進められてきており、家庭と仕事を両立する環境整備が進んできている状況は、評価できるところです。
しかしながら、神奈川県では、長時間労働に加えて、東京都へ通勤する県民が2割を超え、通勤等の時間が1時間26分と全国で最も長い状況があり、仕事と生活の調和がとりづらい状況にあります。
- なお、異性に対する暴力の問題は被害者の多くが女性であり、相談件数は近年、6,000件を超えた状況が続いています。暴力が発生する要因には、根底に経済的な基盤や社会的な地位の差があります。社会制度や慣行等にある、性別役割分担や女性は男性に従うものという意識を変えない限り、だれもがこうした被害にあう可能性がある問題と言えます。
- 神奈川県では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という県民の意識について、平成18年以降、「そう思わない」と考える人が「そう思う」と考える人より多くなっていますが、昨年12月に発表された内閣府の調査では、賛成とする人が逆転する状況も見られており、固定的性別役割分担意識が解消されてきたとは言えない状況にあります。
- このような現状があり、これらは解決すべき課題であることから、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野の活動に参画できるよう、男女共同参画を一層推進していく必要があります。

（今後必要とされる取組み）

- 働く場や家庭、地域活動の場において、男女がともに生き生きと活躍できる男女共同参画社会

を実現するためには、男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画できることが必要です。

特に、女性が、意思決定や政策・方針決定過程に参画していくことは、社会の構成員の意思を公正に反映していくうえで、大変重要です。また、女性の活躍は、男女共同参画の視点だけでなく、経済活性化の点からも必要です。

- 働くことを希望する女性が、個人の環境やライフプランに応じて一人ひとりが希望する働き方ができるよう、引き続き、起業を含む就職、再就職への支援が求められています。
また、女性管理職の登用や企業における均等処遇の促進などにはさらなる取り組みが必要であり、企業に対し、ポジティブ・アクションの推進を強力に働きかけることを期待します。
- 女性が就業を継続する、あるいは、再就職を可能とするには就業支援のほか、長時間労働の解消といった働き方の見直しや、子育て等の負担の軽減を進め、仕事と生活の調和が図れる環境整備を進めなければなりません。そこで、社会における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への理解を深めるために普及啓発に取り組む必要があります。また、現在、女性が担うことの多い家事、子育て、介護等の負担の軽減を図るため、子育て支援や介護等の福祉サービスの充実を進めるとともに、男性が参画しやすくなるよう、子育てや介護等について学ぶ機会や活躍の機会を提供することなどに取り組むことを求めます。こうした取り組みは、男性の働きやすさや家庭生活等への関わりやすさにもつながります。
- あらゆる暴力は人権の侵害であり、暴力の根絶に向けて、引き続き、取り組む必要があります。被害者支援においては、専門性やきめ細かいケアが求められている状況を踏まえた取り組みが必要です。なお、県民の意識調査からは、殴るなど身体的な暴力についての認識は高いものの、精神的、経済的暴力への認識は低いことが明らかとなっており、引き続き、暴力の防止に向けた意識啓発を行っていく必要があります。また、デートDVの問題も顕在化しており、若年層への対応も必要です。
こうした取り組みは、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント等の異性に対する暴力を根絶することにつながります。
- なお、いずれの取り組みにおいても固定的性別役割分担意識の解消が必要であることから、意識啓発の取り組みが重要です。特に、子どものころから人権尊重や男女共同参画の意識を育むとともに、将来に向けた幅広い可能性を学び、本人の適性と意欲を生かした職業の選択などができるよう、若い世代を対象としたキャリア教育や意識啓発の充実を求めます。

（プランの推進に当たっての留意事項）

- 今後のプランの推進に当たっては、基本的な考え方とその方向に沿って、具体的で実効性のある取り組みを進めることが重要です。
そのため、既に実施している事業については、一層、積極的に取り組み、効果を上げていくこととし、審議において課題とされた事項については、検討し、具体的な事業として早急に取り組んでいくことを求めます。
- プランの取り組みをより実効のあるものとするためには、市町村や関係機関、NPOなどとの連携・協働が欠かせないことはもちろんですが、民間企業や大学等と協力し、推進を図っていく必要があります。
また、県庁の取り組みが率先垂範となり、神奈川県全体の男女共同参画の推進につながるよう、神奈川県庁における男女共同参画の推進に強力に取り組んでいくことを求めます。